

関係各省における木材利用促進の取組みと 合法木材

○木のいえ整備促進事業と合法木材 --- 1

○公共建築物における木材の利用促進に関する基本方針 --- 5
(国の基本方針の主なポイント)

(国土交通省)

公共建築物における木材の利用の促進のための計画 --- 6

官庁施設における環境負荷低減プログラム 2001 (抄) --- 9

国土交通省公共建築工事標準仕様書 (抄) --- 10

(環境省)

公共建築物における木材の利用の促進のための計画 --- 11

(文部科学省)

公共建築物における木材の利用の促進のための計画 --- 14

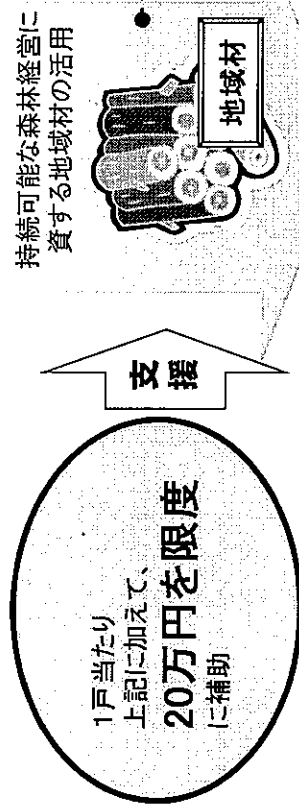
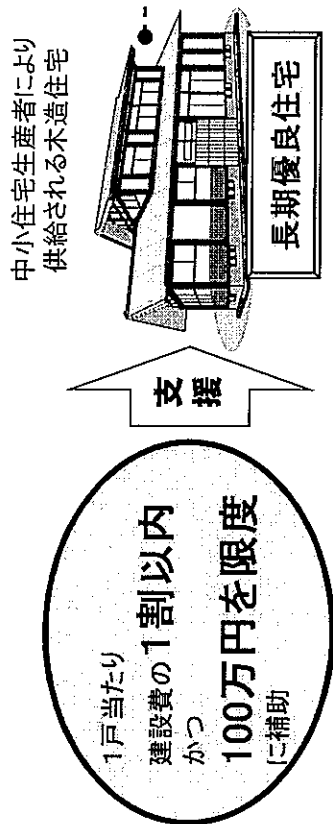
木のいえ整備促進事業

H23年度予算額：国費 90億円の内数

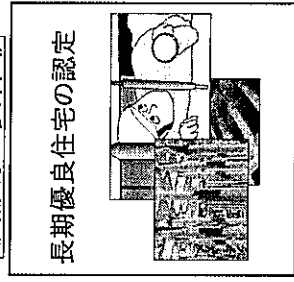
- 中小住宅生産者により供給される下記の要件を満たす長期優良住宅の建設費への助成(限度額100万円/戸)を実施。
- 上記に加えて、地域材を活用した地域資源活用型の長期優良住宅の供給を促進するため、下記の要件を満たす地域材活用に係る費用への助成(限度額100万円/戸に20万円/戸を上乗せ)を実施。

事業の概要

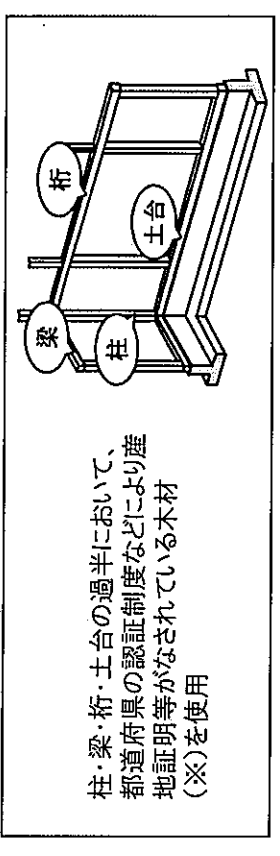
中小住宅生産者により供給される木造住宅で、下記の要件を満たす長期優良住宅に対する支援を実施



《補助の要件》



《補助の要件》



- 中小住宅生産者による長期優良住宅の取組の普及促進
- 地域材を活用した長期優良住宅の普及

※次のイからハまでのいずれかに該当するものとする。
 イ 都道府県等による産地証明制度により認証された木材等
 ロ 民間の第三者機関により認証された森林から産出された木材等
 ハ 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づき合法性が証明された木材等

【平成23年度募集内容の詳細はこちら】

木のいえ整備促進事業実施支援室 (ホームページ: <http://www.cyj-shien23.jp/>)

「構造材（柱・梁・桁・土台）の過半において都道府県の認証制度などにより
産地証明等がなされている木材を使用すること」について

地域資源活用型対象住宅の補助の要件「構造材（柱・梁・桁・土台）の過半において都道府県の認証制度などにより産地証明等がなされている木材を使用すること」については、柱・梁・桁・土台に使用する木材のうち、別紙2に示す木材が材積の合計値の50%以上を占めることとします。

当該木材の使用については、実績報告の際に、当該木材の使用状況（使用した地域材の種類、使用量）がわかる書類（木材の証明書、木拾い表、納品書、認定木材取扱事業者登録書の写し等）を提出していただく必要があります。

「産地証明等がなされている木材を使用すること」について

地域資源活用型対象住宅の補助の要件「産地証明等がなされている木材」については、次のイからハまでのいずれかに該当するものとします。

- イ 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品（例：都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会（FIPC）などの認証制度）
- ロ 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品（例：森林管理協議会（FSC）、PEFC森林認証プログラム（PEFC）、「緑の循環」認証会議（SGEC）などの認証制度）
- ハ 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品

（参考）

- ・ 合法性、持続可能性の証明について
合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ（<http://www.goho-wood.jp/>）などにおいて確認できます。
- ・ 産地などの民間の第三者機関による認証について
産地などについて、民間の第三者機関により認証される木材・木材製品については、木材表示推進協議会ホームページ（<http://www.zenmoku.jp/fipc/>）などにおいて確認できます。

実績報告の際に提出が必要な、「地域資源活用型住宅の木材使用実績の分かる書類」は以下の通りです。

- ① 産地証明等がなされている木材であることが分かる木材証明書の写し（※）
例） 木材表示協会が定める産地証明名等がされた木材の証明書、合法木材証明書、〇〇県認証木材証明書（都道府県による木材認証制度によるもの）
- ② 木材の納品書の写し
直接納入した業者から御社宛の納品書の写しを提出（対象となる部位・材積が分かるように色塗り等にて表示を願する）
- ③ 木拾表（参考様式）
- ④ ①で用いた認証木材の証明書発行者の認証木材取扱事業者登録書等の写し
例） FIPC登録証、CoC認定書、合法木材事業者認定書、〇〇県木材証明取扱事業者証（都道府県による木材認証制度によるもの）

（※）証明制度によっては証明書が出ない場合（森林認証等）は、それに代わる書類を提出

例） 木材取引書類（出荷伝票など）

→ 会社名、商品明細、日付、数量、認証品であることの表示、認証率の明示

なお、森林認証や合法木材の場合、森林→伐採→原木市場→2次加工業者→流通業者→納入業者→（2次加工業者（プレカット事業者等））→補助事業者（施工者）等の流通過程において、森林から補助事業者（施工者）の直前の事業者までの全ての業者が「認証木材取扱事業者登録書」等を受けた業者でなければ、証明書が補助事業者に届けられません。したがって、流通途中までの証明書では地域資源活用型の対象となりませんのでご注意ください。また、2次加工業者には製材所だけでなくプレカット事業者等も含まれます。

国の基本方針の主なポイント

- 1 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - 公共建築物における木材の利用の促進が、林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等に貢献すること
 - 過去の非木造化の考え方を、公共建築物については可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとの考え方に転換

- 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進
 - 木造化を促進する対象としない施設の例（災害応急対策活動に必要な施設等）
 - 木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用、木質バイオマスの利用を促進

- 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る
 - 高層・低層に関わらず内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用を促進するほか、暖房器具等への木質バイオマス燃料の導入に努める等

- 4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
 - 各省各庁の木材の利用の方針・目標の設定、推進体制等

- 5 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 - 公共建築物の整備に適した木材の円滑な供給の確保
 - 合法木材の供給・利用の促進

- 6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
 - 都道府県方針又は市町村方針を作成する場合の留意事項
 - 維持管理を含む公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
 - 関係省庁等連絡会議の設置

公共建築物における木材の利用の促進のための計画

平成 23 年 5 月 10 日

国 土 交 通 省

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号）」（以下「基本方針」という。）に基づき、国土交通省は、公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「国土交通省公共建築物木材利用計画」又は「本計画」という。）を下記のとおり定める。

記

1 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

(1) 国土交通省公共建築物木材利用計画の対象

本計画は、基本方針に基づき、国土交通省がその所管予算により整備する公共建築物の木造化及び内装等の木質化並びに国土交通省の所管に属する公共建築物における木材を原材料として使用した備品、消耗品及び木質バイオマスの利用を対象とする。

(2) 国土交通省公共建築物木材利用計画の対象期間等

本計画は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を対象とし、その実施状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること（既に国庫債務負担行為による複数年の契約を締結しているもの及び平成 23 年度予算を計上しているものを含む。）等により木造化及び内装等の木質化並びに木材をその原材料とした備品及び消耗品の調達が困難なものについては、本計画の対象外とする。

(3) 国土交通省公共建築物木材利用計画の基本的方針

- ① 国土交通省は、基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、可能な限り木造化又は内装等の木質化を図ることとする。なお、本計画において、「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全

部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

- ② 国土交通省は、基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料としたものの導入に努めるものとする。
- ③ 国土交通省は、基本方針に基づき、公共建築物の整備にあたって利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）及び国土交通省の所管に属する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、国等による環境物品等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に規定する特定調達品目に該当するものについては、すべてのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを原則とする。

2 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

(1) 木造化及び内装等の木質化についての目標

国土交通省が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等積極的に木造化を促進する対象としないものを除き、原則として木造化を図る。

また、国土交通省が整備する公共建築物について、関係法令等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分のいずれかにおいては、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるよう配慮するものとする。

(2) 備品及び消耗品についての目標

①備品

待合室及び会議室の机、書棚等で直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いものを中心に、コスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品を購入するよう努めるものとする。

②消耗品

コピー用紙、業務用茶封筒、ファイル及びその他の文具類の購入並びに印刷物における印刷用紙等の調達に当たっては、コスト等を考慮しつつ、間伐材又は合法性が証明された木材を使用したものを購入するよう努めるものとする。

3 その他国土交通省公共建築物木材利用計画に基づく取組の推進のために必要な事項

(1) 国土交通省公共建築物木材利用計画の推進体制

- ① 国土交通省公共建築物木材利用促進連絡会議において、国土交通省の所管に属する公共建築物の木材の利用の促進に向けた関係部局間の連絡・調整等を行う。
- ② 国土交通省における基本方針に基づく措置の実施状況については、国土交通省公共建築物木材利用促進連絡会議に報告する。

(2) その他

木造の公共建築物の計画・設計の効率化に資するため、「木造計画・設計基準」を策定する。同基準については、地方公共団体等に積極的に周知を行う等、その普及に努める。

付記

公共建築物の木造化又は内装等の木質化に当たっては、当分の間、東日本大震災の復興用資材の適切な確保の支障とならないよう留意するものとする。

分類	地球温暖化問題への対応、循環型社会に向けた対応
取組	公共建築物における木材の利用の促進
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成に貢献すること等に鑑み、公共建築物における木材の利用を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 木材の利用の方針・目標を設定し、木造化及び内装等の木質化を進め、実施状況を調査・公表する。 ➢ 技術的な基準等を整備する。
2010 年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造計画・設計基準を制定する。 ・ 木材活用事例集の作成を引続き実施する。 ・ 木材の合法性証明の状況調査を実施する。
進捗状況 (2011 年 3 月末)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造計画・設計基準の制定に向けた検討会を設置し、検討を行った。 ・ 木材活用の事例収集や官庁施設における木材の利用状況の調査を行った。 その他 ・ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を策定した。 ・ 国土交通省公共建築物木材利用促進連絡会議を設置し、省内関係部局間の連絡・調整等を行い、「国土交通省の公共建築物における木材の利用の促進のための計画」の検討を行った。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の影響で木造計画・設計基準の制定に遅れが生じているが、当初の計画に加え、上記のその他事項を実施した。
2011 年度計画 (2011 年 4 月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省の公共建築物における木材の利用の促進のための計画や木造計画・設計基準を早急に制定する。(※5月10日制定・公表済) ・ 木造建築工事標準仕様書の改定を行う。(2011-2012 年度) ・ 木造耐火建築物の整備手法に関する検討を行う。(2011-2012 年度) ・ 公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドライン等の作成を行う。(2011-2013 年度) ・ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第7条第7項により、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表する。 ・ 横浜植物防疫所つくば園場等の木造化や京都地方合同庁舎等の内装の木質化を図る。
備考	

国土交通省
公共建築工事標準仕様書
(建築工事編)

平成22年度版(平成22年5月)

1章 一般共通事項

4節 材料

1.4.1 (a)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年度法律
環境への配慮 第100号。(以下「グリーン購入法」という。)により、環境負荷を低
減できる材料を選定するように努める。

(略)

1.4.2 (b)使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明と
材料の品質等 なる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又は
JASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるも
のを使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料
の提出を省略することができる。

(c)製材等、フローリング又は再生木材ボードを使用する場合は、グリーン
購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品
の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 平成1
8年2月15日)に準拠した証明書を、監督職員に提出する。

公共建築物における木材の利用の促進のための計画

平成23年4月1日
環 境 省

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）及び公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「基本方針」という。）に基づき、環境省は、公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「環境省公共建築物木材利用計画」という。）を下記のとおり定める。

記

1 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

(1) 環境省公共建築物木材利用計画の対象

本計画は、基本方針に基づき、環境省がその所管予算により整備する公共建築物の木造化及び内装等の木質化、環境省の所管に属する公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品並びに木質バイオマスの利用を対象とする。

(2) 環境省公共建築物木材利用計画の対象期間等

本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を対象とし、その実施状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。ただし、平成22年度以前に設計が完了していること等により木造化及び内装等の木質化が困難なものについては、本計画の対象外とする。

(3) 環境省公共建築物木材利用計画の基本的方針

① 環境省は、基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、可能な限り木造化又は内装等の木質化を図ることとする。

なお、本計画において、「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

② 環境省は、基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。また、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマスの安定的な供給の確保及び公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

③ 環境省は、基本方針に基づき、公共建築物の整備に当たって利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）及び環境省の所管に属する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に規定する特定調達品目に該当するものに

については、すべてのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達
の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを原則と
する。

2 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

(1) 木造化及び内装等の木質化についての目標

環境省が整備する公共建築物のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物については、災害時の避難に必要な施設等、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。

また、環境省が整備する公共建築物について、関係法令等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、記者会見場、博物展示施設の展示ブース等、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分においては、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるよう配慮するものとする。

(2) 備品及び消耗品についての目標

環境省で調達する備品及び消耗品について、関係法令、予算の制約等により木材を利用した製品を選択することが困難である場合を除き、できる限り木材が利用された製品を選択し、調達するように努めるものとする。

3 環境省公共建築物木材利用計画に基づく取組の推進のために必要な事項

本計画の推進体制については、以下のとおりとする。

- ① 環境省の所管に属する公共建築物の木材の利用の促進に向けた関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、環境省公共建築物木材利用促進連絡会議（別添）を設置する。
- ② 環境省における基本方針に基づく措置の実施状況については、環境省公共建築物木材利用促進連絡会議に報告する。

以上

(別添)

環境省公共建築物木材利用促進連絡会議の設置について

平成23年4月1日

1 趣旨

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）及び公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）に基づき、環境省が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「環境省公共建築物木材利用計画」という。）が効果的に推進されるよう、環境省公共建築物木材利用促進連絡会議（以下「公共建築物省内連絡会議」という。）を設置し、省内関係部局間の円滑な連絡、調整等を行うものとする。

2 構成

公共建築物省内連絡会議の構成員は、別記のとおりとする。

3 任務

- (1) 環境省公共建築物木材利用計画の作成又は変更に関すること
- (2) 環境省公共建築物木材利用計画に基づく措置の実施の状況に関すること
- (3) 環境省公共建築物木材利用計画の推進に係る連絡又は調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

4 事務局

公共建築物省内連絡会議の庶務は、環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室が行うものとする。

(別記)

環境省公共建築物木材利用促進連絡会議 構成員

大臣官房 会計課長
大臣官房 政策評価広報課地方環境室長
環境調査研修所 次長
自然環境局 総務課長
自然環境局 自然環境計画課長
自然環境局 国立公園課長
自然環境局 野生生物課長
自然環境局 自然環境整備担当参事官 (◎)

(◎) は、議長である。

公共建築物における木材の利用の促進のための計画

平成 23 年 4 月 1 日
文 部 科 学 省

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号）」（以下「基本方針」という。）に基づき、文部科学省は、公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「文部科学省公共建築物木材利用計画」又は「本計画」という。）を下記のとおり定める。

記

1 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

(1) 文部科学省公共建築物木材利用計画の対象

本計画は、基本方針に基づき、文部科学省がその所管予算により整備する公共建築物の木造化及び内装等の木質化並びに文部科学省の所管に属する公共建築物における木材を原材料として使用した備品、消耗品及び木質バイオマスの利用を対象とする。

(2) 文部科学省公共建築物木材利用計画の対象期間等

本計画は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を対象とし、その実施状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること（既に国庫債務負担行為による複数年の契約を締結しているもの及び平成 23 年度予算を要求しているものを含む。）等により木造化及び内装等の木質化が困難なものについては、本計画の対象外とする。

(3) 文部科学省公共建築物木材利用計画の基本的方針

- ① 文部科学省は、基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、可能な限り木造化又は内装等の木質化を図ることとする。

なお、本計画において、「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」

とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

- ② 文部科学省は、基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料としたものの導入に努めるものとする。
- ③ 文部科学省は、基本方針に基づき、公共建築物の整備にあたって利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）及び文部科学省の所管に属する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、国等による環境物品等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に規定する特定調達品目に該当するものについては、すべてのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを原則とする。

2 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

(1) 木造化及び内装等の木質化についての目標

文部科学省が整備する公共建築物のうち、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない、又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、原則として木造化を図る。

また、文部科学省が整備する公共建築物について、関係法令等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、広報窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分のいずれかにおいては、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるよう配慮するもの

とする。

(2) 備品及び消耗品についての目標

対象物品における具体的な目標は以下のとおりとする。

① 備品

待合室及び会議室の机、書棚等で直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いものを中心に、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品を購入するよう努めるものとする。

② 消耗品

コピー用紙、業務用茶封筒、ファイル等の調達については、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品を購入するよう努めるものとする。

3 その他文部科学省公共建築物木材利用計画に基づく取組の推進のために必要な事項

(1) 文部科学省公共建築物木材利用計画の推進体制

- ① 文部科学省の所管に属する公共建築物の木材の利用の促進に向けた関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、文部科学省公共建築物木材利用促進連絡会議（別添）を設置する。
- ② 文部科学省における基本方針に基づく措置の実施状況については、文部科学省公共建築物木材利用促進連絡会議に報告する。

以上

別添

文部科学省公共建築物木材利用促進連絡会議の設置について

平成23年4月1日

1 趣旨

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）」に基づき、文部科学省が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「文部科学省公共建築物木材利用計画」という。）が効果的に推進されるよう、文部科学省公共建築物木材利用促進連絡会議（以下「公共建築物省内連絡会議」という。）を設置し、省内関係部局間の円滑な連絡・調整等を行うものとする。

2 構成

公共建築物省内連絡会議の構成員は、別記のとおりとする。

3 任務

- (1) 文部科学省公共建築物木材利用計画の作成又は変更に関すること
- (2) 文部科学省公共建築物木材利用計画に基づく措置の実施の状況に関すること
- (3) 文部科学省公共建築物木材利用計画の推進に係る連絡・調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

4 事務局

公共建築物省内連絡会議の庶務は、会計課が行うものとする。

文部科学省公共建築物木材利用促進連絡会議 構成員

大臣官房 会計課長 (◎)

大臣官房 文教施設企画部 施設企画課長

大臣官房 文教施設企画部 参事官

研究開発局 開発企画課長

国立教育政策研究所 総務部長

科学技術政策研究所 総務課長

日本学士院 事務長

文化庁 長官官房 政策課長

(◎) は、議長である。